令和8年11月20日

【質問回答書】交野市障害者福祉・児童手当・児童扶養手当システム標準化等移行及び標準化対象外システム更改・運用保守業務

No.	質問箇所（資料名）	質問箇所（項目番号）	質問内容	回答
1	(別紙1)機能要件書	医療費助成（共通） No.14	貴市の公費負担者番号は三医療（乳幼児・障がい者・ひとり親）で1つずつ(合計3つ)でしょうか。	ご認識のとおりです。
2	(資料1)仕様書	第3章 システム間連携要件	システム間連携について、標準仕様書およびデータ要件・連携要件標準仕様書に規定されていない、独自の連携要件はないと考えてよろしいでしょうか。	標準準拠システム間において、独自の連携要件はありません。本調達における標準化対象外システムへの連携は必要です。
3	(資料1)仕様書	第4章 データ移行・検証要件	【障がい者福祉】 調達仕様書に「受託者は、富士通Japan指定様式のデータ仕様について、契約締結後速やかに本市を通じて仕様情報の提供を受け、変換設計・取り込みツールの開発に着手すること。」と記載があります。 貴市から受領するデータについて、弊社指定のフォーマットにて現行ベンダ様からご提供いただくことは可能でしょうか。難しい場合は、基本データリスト形式にてご提供について、ご検討をお願いします。	基本データリスト形式での提供は以前に富士通Japanとも交渉しましたが不可能との回答であったため、仕様書通り、富士通Japan指定様式でのデータ仕様になります。
4	採点表	記号A-1	A-1のクラウド関連認定等について、「※協力会社や系列会社等の提案者以外の事業者は含まず、提案事業者の保有資格。」とありますが、親会社の保有資格も対象外となり、提案事業者が保有している資格のみが評価対象となる認識であっていますでしょうか。	ご認識のとおりです。
5	資料1_仕様書	第３章	システム間連携要件において、児童扶養手当・児童手当から医療費助成への連携は、「参照可」とはなっていないため、データの自動連携が必須と読み取れますが、医療費助成は標準化外業務であるため、最低限のデータ取得機能としております。参照可と判断してもよろしいでしょうか。	児童手当－こども医療の連携は、いずれの項目についても参照可とします。 児童扶養手当－ひとり親家庭医療の連携は、年次更新時の所得額について、児童扶養手当台帳に入力されている養育費・年金額を連携する必要があるため、所得の自動連携が必須です。自動連携が実装できない場合は同等の作業（養育費等のある対象者の所得を一括登録する等）ができるよう代替手段を示してください。 所得以外の項目（口座、電話番号等）については参照可とします。
6	資料1_仕様書	第4章 4.1	データ移行における責任分界点として、抽出データの様式・フォーマットは富士通Japan指定様式であり、変換等は受託者で行うものと認識しています。その一方、児童手当については令和６年度の法改正において、本来高校生、大学生として管理すべき子どもの情報に対して、大量の住登外を作成し、高校生・大学生として管理するよう宛名番号を付け替えたとお聞きしています。こちらについては、対象者を高校生・大学生として区分付けした上で、正しい本来の宛名番号を付与した状態でデータ提供いただけないでしょうか。移行時に不要な大量の住登外を移行しなければならず、交野市様の確認に対する負担が大きくなると想定します。	富士通Japanにも確認しましたが対応不可との回答を受けており、本件の対応はできません。
7	-	-	中間サーバへの副本登録を、現行ベンダー様において実施されていると思われますが、システム入れ替え後、副本を入れ替えるにあたり、中間サーバに登録されているデータを全件削除し、新システムから再掲する必要があります。全件削除の作業については今までにどのようなデータが登録されていたか不明なため、現行ベンダー様において実施いただきたいと考えておりますが、よろしいでしょうか。	富士通Japanと調整の上、実施します。

8	資料４_企画提案書作成要領	D-12 (9)	医療費現物給付に係る過誤チェックの際に証回収日を同時に確認できる帳票を出力できること、とありますが、どのような運用を想定されていますでしょうか。証回収日なので、発行履歴に対して登録する形となりますが、例としてR8.11診療月のデータに対し、R8.11～R9.10までの証が発行されていた場合、その証が回収されていたら回収日を出す、ということでしょうか。 この場合、R8.11～R9.10の証が１枚だけ出ていたとは限らず、複数枚出ているケース（再発行など）も想定され、資格有無の判断と異なるチェックが為される可能性があるのではないでしょうか。 また、資格喪失の際に証回収をすべて入力しないといけないのでは、と考えられます。	こども医療は18歳年度末まで1枚の証で発行（更新なし）のため、最新の台帳履歴が消滅となっている対象者に証回収日が登録できれば構いません。 ひとり親家庭医療は1年更新ですが、こども医療と同様に最新の台帳履歴が消滅となっている対象者に証回収日が登録できれば構いません。 また、再審査請求を行う際は医療機関に確認を取っていますので、いずれも再交付回数等は考慮しません。 過誤チェック用の帳票は再審査請求を行う対象を完全に絞り込んで抜き出す必要はなく、対象となり得るものを抜き出せていれば構いません。 過誤チェックの対象として抽出された理由および資格喪失等の事由日と事由（転出、年齢到達、婚姻、他公費移行等）、証回収日が出力されていれば、再審査請求を行うかの判断は職員が行います。
9	様式4号 実績確認書 採点表	様式4号 実績確認書 採点表 Ｃ実績評価	実績確認書に記載する団体名は、「障害者福祉・児童手当・児童扶養手当」実績のうち、提案業者の実績であれば全国の実績を記入すべきでしょうか？それとも採点表に記載のある関西(2府4県)のみの実績を記入すべきでしょうか？	1次選考にも関係しますので、全国の実績を記入してください。実施評価にある関西2府4県は実績確認書に記載された都道府県名から市の方でピックアップします。